

建築大工等人材育成と地域工務店等による 愛媛県産材利用に関する建築物木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第15条第1項に基づき、一般社団法人愛媛県中小建築業協会(以下「甲」という。)、一般社団法人愛媛県木材協会(以下「乙」という。)及び愛媛県(以下「丙」という。)は、建築大工技能者の育成と地域工務店等による木材利用に関する建築物木材利用促進協定を締結する。

1. 目的

この協定は、甲及び乙の「建築物木材利用促進構想」について、甲、乙及び丙が連携・協力することにより、甲及び乙による取組みを促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用促進構想(甲による木材の利用の促進に関する構想)

(1) 構想の内容

甲は、木造住宅等の施工に係る建築大工等の人材育成や県内における甲の会員工務店での愛媛県産材等の利用拡大を通じ、2050年カーボンニュートラルの実現、林業や地域の活性化等に貢献する。また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)第2条第2項に規定する合法伐採木材等を利用することにより、SDGsに貢献していく。

(2) 構想の達成に向けた取組み

- 甲は、木造建築の担い手である建築大工・設計者等の人材育成に向けて県内で育成研修会等を実施するとともに、人材を確保するため甲の会員工務店主催の現場見学会や合同説明会等を実施する。
- 甲は、媛すぎ・媛ひのき等の良質な愛媛県産材を利用した木造住宅等の普及促進をはじめとする愛媛県産材の需要拡大を図る。
- 甲は、愛媛県産材や媛トラス・CLT等を活用した商品開発の推進を図るとともに、JAS構造用製材、集成材、CLT等の愛媛県産材の活用促進及び普及促進を図る。
- 甲は、原木生産から建築工事に至るまでの関係事業者との連携体制による木造住宅等の供給を促進するとともに、安定した地域材の流通と確保に積極的に取り組む。

3. 建築物木材利用促進構想(乙による木材の利用の促進に関する構想)

(1) 構想の内容

乙は、甲による建築物等における木材利用を促進するため、合法伐採木材やJAS構造用製材、集成材、CLT等の愛媛県産材の安定供給等の協力を行うとともに、甲による構想が達成されることを通じて、2050年カーボンニュートラルの実現やSDGsに貢献していく。

(2) 構想の達成に向けた取組み

- 乙は、甲の取組みが円滑に行われるよう、甲に対して合法伐採木材やJAS構造用製材、集成材、CLT等の愛媛県産材が安定的に供給できるよう努める。
- 乙は、甲の取組みを通じて、愛媛県産材の利用促進が図られることの意義やメリットについて、積極的に情報発信する。

4. 甲及び乙の構想を達成するための丙による支援

丙は、甲及び乙の構想の達成に向けて、甲及び乙に対して技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換等を行う。また、本協定に基づく甲及び乙の取組みを優良事例として積極的に広報する。

5. 構想の対象区域

愛媛県

6. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和8年3月31日までとする。

7. その他

(1) 実施状況の報告

甲及び乙は、丙が求めた場合、構想の達成に向けた取組みの実施状況の報告に協力するものとする。

(2) 協定の変更及び協議

甲、乙及び丙は、この協定の内容を変更する必要がある場合、又は、この協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合には、速やかに協議し、これを解決するものとする。

(3) 協定の解除

甲、乙及び丙は、相手方がこの協定で定めた取組みを実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合には、この協定を解除することができるものとする。

この協定締結を証するため、本書3通を作成し、甲・乙・丙が署名の上、各自その1通を保管する。

令和5年3月15日

甲

愛媛県松山市勝山町2丁目3番地1
一般社団法人 愛媛県中小建築業協会

会長

坂々本敬史

乙

愛媛県松山市三番町4丁目4番地1
一般社団法人 愛媛県木材協会

会長

菊池正

丙

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2
愛媛県

知事

中村時広